年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 平成30年2月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 1700318 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 1700055 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年4月30日から同年8月2日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和48年4月30日から同年8月2日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年4月30日から昭和50年10月1日まで

私が勤務していたA社の社長が昭和 50 年秋にいなくなり、連絡が取れなくなった。同社には私のほかに従業員が誰もいなかったため、自分の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行うためにB社会保険事務所(当時)へ行ったところ、窓口の職員から会社が滞納している社会保険料のうち私の分だけでも支払うように言われた。社会保険料は給与から控除されていたため支払うことはできない旨伝えると、渋々手続をしてくれたが、厚生年金保険の被保険者期間を減らすと言われ、その際に厚生年金保険被保険者資格喪失届の日付を書き替えられたと思ったことを記憶している。

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 48 年 4 月 30 日となっているが、昭和 50 年の秋まで同社に勤務していたので、昭和 50 年 10 月 1 日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者について昭和48年10月の定時決定の記録から、事業主により請求者に係る厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届が社会保険事務所に提出されたものと推認できるところ、当時、定時決定は被保険者が毎年8月1日時点で使用される事業所において、事業主により届出が行われていたことを踏まえると、請求者は、少なくとも昭和48年8月1日の時点では同社の厚生年金保険被保険者であり、同社に勤務していたと推認できる。

また、上記名簿によると、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出の受付年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和48年4月30日より後の同年12月17日とされており、資格喪失年月日は、同年10月の定時決定の記録があるにもかかわらず、同年4月30日に遡って処理が行われている上、元事業主を含む3人についても、請求者と同様の処理が行われている。

さらに、C法務局は、A社に係る閉鎖登記簿は既に廃棄しており交付できないが、同社は昭和54年にD社に商号変更し、同年にE県F市に移転している旨回答していることから、請求期間においてA社は、登記上は法人の事業所として存続していたものと考えられる。また、当時の厚生年金保険法において、法人の事業所であって常時5人以上の従業員を使用する場合に厚生年金保険の適用事業所となるところ、上記名簿によると、昭和48年10月の定時決定の記録が確認できるのは請求者のほかに前述の3人のみであるが、請求期間当時、同社に常時使用される従業員が5人未満に減少していたとしても、同法の規定により同社の従業員が5人未満になった日において任意適用事業所の認可があったものとみなされることから、請求期間においても同社は引き続き適用事業所となる要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和48年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

一方、請求者は、上記名簿における請求者の昭和48年10月の定時決定の記録から、少なくとも昭和48年8月1日まではA社の厚生年金保険被保険者であったと推認できるものの、同年8月2日から昭和50年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、同社の元事業主は既に亡くなっている上、前述のD社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元事業主の所在も確認できないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述のとおり、請求者と同様の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理が行われている元事業主を除く二人は、オンライン記録によると、一人は既に亡くなっており、もう一人は所在が確認できない上、請求者は、同社には自分のほかに従業員は誰もいなかったため請求内容について証言を得られる者はいない旨陳

述していることから、請求者の昭和48年8月2日から昭和50年10月1日までの期間における勤務実態について確認できない。

さらに、G年金事務所(請求期間当時は、B社会保険事務所)は、A社に係る滞納処分票等の関係資料は保管されておらず、請求期間当時の取扱いについて参考となる資料や職員の証言等は確認できない旨回答しており、請求者の請求内容を裏付ける回答は得られなかった。

このほか、請求者の昭和48年8月2日から昭和50年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち昭和48年8月2日から昭和50年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、請求者のA社における資格喪失年月日は、上記名簿における請求者の昭和48年10月の定時決定の記録から厚生年金保険被保険者であったと推認できる同年8月1日の翌日である同月2日とし、同年4月から同年7月までの標準報酬月額については、上記名簿における請求者の昭和47年12月の標準報酬月額から、8万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700298号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700056号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における船員保険被保険者 資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社(現在は、E社)における船員保険被保険者 資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のF社における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のG社における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のG社における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のE社における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間®について、請求者のE社における船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のH社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和36年5月29日から同年6月1日まで

- ② 昭和38年6月22日から同年9月1日まで
- ③ 昭和50年8月31日から同年9月1日まで
- ④ 昭和52年4月29日から同年6月1日まで
- ⑤ 昭和54年12月18日から昭和55年2月21日まで

- ⑥ 昭和55年4月4日から同年7月1日まで
- ⑦ 昭和56年6月2日から同年7月1日まで
- ⑧ 昭和57年2月24日から同年6月8日まで
- ⑨ 昭和63年9月28日から同年10月1日まで

請求期間①について、国の記録ではI市に所在したA社において昭和 36 年 6 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得しているが、私が所持している船員手帳によると、船舶所有者はJ市に所在したA社と記載されているので船舶所有者名を訂正し、雇入年月日は同年 5 月 29 日と記載されているので、資格取得年月日を同日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、国の記録ではC社において昭和38年9月1日に船員保険被保険者資格を取得しているが、私が所持している船員手帳によると、船舶所有者はB社と記載されているので船舶所有者名を訂正し、乗船前の同年6月22日に健康診断を受診しているので、資格取得年月日を昭和38年9月1日から健康診断受診日である同年6月22日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、国の記録では昭和47年11月9日から昭和50年8月31日までの期間がK社における船員保険被保険者期間とされているが、当該期間及び請求期間③はD社から保険証をもらっていたので、請求期間③をD社における船員保険被保険者期間とし、船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月分についても年金額に反映してほしい。

請求期間④について、F社における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年6月1日から船員手帳での雇入年月日である同年4月29日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤及び⑥について、昭和54年2月17日から昭和58年3月28日まで継続してG社の保険証を所持しており、当該期間において有給休暇を取得し下船した期間はあるものの、失業保険も一切受け取っていないので、同社における船員保険被保険者資格の取得年月日を、請求期間⑤については昭和55年2月21日から昭和54年12月18日に、請求期間⑥については昭和55年7月1日から同年4月4日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑦及び⑧について、国の記録では昭和56年7月1日から昭和57年2月24日までの期間がK社における船員保険被保険者期間とされているが、私が所持している船員手帳によると、船舶所有者はE社と記載されている。

また、請求期間⑦及び⑧において、有給休暇を取得し下船した期間はあるものの、失業保険も一切受け取っていないので、船舶所有者名をE社とし、同社における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年7月1日から同年6月2日に、船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年2月24日から同年6月8日

に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑨について、国の記録ではH社において昭和63年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、被保険者資格の取得年月日を昭和63年10月1日から健康診断受診日である同年9月28日に訂正し、厚生年金保険被保険者とされている期間を船員保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された船員手帳によると、船舶所有者がA社(所在地: J市)、雇入年月日は昭和36年5月29日と記載されているところ、A社(所在地: I市)の船員保険被保険者名簿、オンライン記録、同社から提出された「A社の社史」及び同社の代表取締役の陳述から、同社の前身がA社(所在地: J市)のI支店として船員保険の適用船舶所有者とされていた時期があったことが推認できる。

しかしながら、A社(所在地: J市)の船員保険被保険者名簿によると、同社は昭和25年11月1日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、L法務局に同社の閉鎖登記簿謄本交付請求を行ったが、「(旧見出しなし) 現在この会社・法人は見当たりません。」との回答があり役員等も不明であることから、請求者の同社における勤務実態及び船員保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認することができない。

また、請求者に係る船員保険被保険者台帳に記載されたA社の都道府県記号から、 船舶所有者はA社(所在地:I市)であり、当該台帳及び同社の船員保険被保険者 名簿によると、請求者の同社における船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和 36年6月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社(所在地: I市)の現在の代表取締役は、請求期間①当時の事業主である自身の父親は既に亡くなっている上、災害により請求期間①当時の書類が一切無い旨回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、船員手帳に記載されている請求期間①に係る船舶の船長は所在を確認することができないことから、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、 労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめそ の労働条件の適法性等を確認する目的で設けている労働契約の公認制度であり、請 求期間①における船員手帳の雇入れ、雇止めの記載と船員保険被保険者資格の取得 及び喪失の手続は一体のものではないことから、船員手帳の乗船記録と船員保険被 保険者の記録が必ずしも一致するものではない。そのため、請求者が所持する船員 手帳に記載がある雇入年月日、雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格 の取得年月日及び喪失年月日の根拠とすることはできない。

請求期間②について、上記船員保険被保険者台帳及びB社の船員保険被保険者名 簿によると、請求者の同社における船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和 38 年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、C社から提出された船員保険被保険者資格取得届確認通知書によると、請求者のB社における船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和38年9月1日として届出されていることが確認できる上、C社は、請求者の請求内容どおりの届出を行っておらず、請求者の請求期間②における勤務実態及び保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、船員手帳に記載されている請求期間②のうち一部期間に係る船舶の船長は、オンライン記録により確認することができないことから、請求者の請求期間②における勤務実態について確認することができない。

加えて、請求者から提出された船員手帳によると、失業保険支給関係欄には、被保険者であった期間として昭和38年9月1日から昭和41年6月9日までの記載がありオンライン記録と一致している上、失業保険支給記録欄には、昭和38年5月15日から同年6月22日まで失業保険を受給している記録が確認できることから、請求期間②のうち同年6月22日は船員保険被保険者となることはできない。

なお、船員保険法(昭和60年法改正前)第18条によると、強制被保険者の資格取得日は、「船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタル日ヨリ」である旨規定されているところ、健康診断は、船員法第83条及び船員法施行規則第55条の規定により実施されるものであることから、単に健康診断受診日が昭和38年6月22日であるということのみをもって、同日を船員保険被保険者資格の取得年月日とすることはできない。

請求期間③について、船舶所有者名簿によると、D社は昭和 49 年 4 月 1 日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっていることから、請求者は請求期間③に同社の船員保険被保険者となることはできない。

また、D社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和50年1月31日にK社に合併のため解散しているところ、請求者の請求期間③の直前の船員保険被保険者期間は、同社の船員保険被保険者名簿に記録され、請求者の当該期間に係る船員保険被保険者資格の喪失年月日は昭和50年8月31日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、上記閉鎖登記簿謄本で確認できるD社の代表 取締役は既に死亡していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び保 険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者から提出された船員手帳によると、失業保険金支給関係欄には、

被保険者であった期間として昭和47年11月9日から昭和50年8月31日までの記載があり、オンライン記録と一致している。

また、船員手帳に記載されている請求期間③直前の雇入期間に係る船舶の船長は 所在を確認することができないことから、請求者の請求期間③における勤務実態に ついて確認することができない。

なお、請求者は、船員保険被保険者資格の喪失年月日が昭和50年8月31日の場合、同年8月も船員保険被保険者期間である旨主張しているが、制度上、被保険者の資格を喪失した月は被保険者期間に算入することはできない。

請求期間④について、F社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成元年 12 月 4 日に解散しており、請求期間④当時の代表取締役からも照会に対する回答を得ることができなかったことから、請求者の請求期間④における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、F社の船員保険被保険者名簿によると、請求者の同社における船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和52年6月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者から提出された船員手帳によると、失業保険支給関係欄には、被保険者であった期間として昭和52年6月1日から同年8月4日までの記載があり、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、船員手帳に記載されている請求期間④に係る 船舶の船長は既に死亡していることから、請求者の請求期間④における勤務実態に ついて確認することができない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載と船員保険被保険者期間については、請求期間 ①で述べたとおり必ずしも一致するものではない。

請求期間⑤及び⑥について、G社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成8年6月1日に解散しており、オンライン記録によると、請求期間⑤及び⑥当時の代表取締役も既に死亡していることから、請求者の請求期間⑤及び⑥における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、上記閉鎖登記簿謄本で確認できるG社の請求期間⑤及び⑥当時の取締役の うち所在が確認できた一人は、請求期間⑤及び⑥当時の資料は無いため、請求者に ついて請求どおりの届出、保険料の控除及び納付について不明である旨回答してい ることから、請求者の請求期間⑤及び⑥における勤務実態について確認することが できない。

さらに、G社の船員保険被保険者名簿によると、請求者の同社における船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和55年2月21日及び同年7月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者から提出された船員手帳によると、失業保険支給関係欄には、被

保険者であった期間として昭和54年2月17日から同年12月18日までの期間及び昭和55年7月1日から昭和56年6月2日までの期間の記載がありオンライン記録と一致している上、失業保険支給記録欄には、請求期間⑤のうち昭和55年1月15日から同年2月12日までの期間及び請求期間⑥のうち同年4月7日から同年6月6日までの期間について失業保険を受給している記録が確認できることから、請求期間⑤及び⑥のうち当該期間は船員保険被保険者となることはできない。

また、船員手帳に記載されている請求期間⑤直後の雇入期間に係る船舶の船長からは照会に対する回答を得ることができず、請求期間⑥直後の雇入期間に係る船長は、オンライン記録により確認することができないことから、請求者の請求期間⑤及び⑥における勤務実態について確認することができない。

さらに、請求期間⑤について、G社において請求者と同じ昭和55年2月に船員保険被保険者資格を取得した7人のうち、所在が確認できた6人に対して照会したところ、回答のあった5人のうち3人は請求者と同じ同社が所有する船舶に乗り組んだとしており、そのうち1人は、請求者は「M職」であったと記憶しているが、勤務の詳細は不明である旨回答している。また、同じ船舶に乗り組んだと回答のあった3人のうち2人は請求者を覚えていないとしており、そのうち1人は、「当時は、期間雇用が常識であり、乗船日から下船日までが雇用期間で給料や保険も乗船日から下船日までとなっていたと思う。」と回答している。

なお、前述の回答があった5人のうち、自身のG社における船員手帳の雇入年月日について回答があった4人全員が、同社における船員手帳の雇入年月日と同社における船員保険被保険者資格の取得年月日は一致すると回答している。

請求期間⑦及び⑧について、E社は、請求期間⑦及び⑧当時の資料がないため、 請求者の勤務については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間⑦ 及び⑧における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者は昭和56年7月1日から昭和57年2月24日までの期間について、K社における船員保険被保険者期間とされているところ、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成25年12月1日にE社に合併のため解散している上、K社の元代表取締役の一人でE社においても代表取締役の一人である者は、請求期間⑦及び⑧当時の資料は無いため、請求者について、請求どおりの届出、保険料の控除及び納付について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間⑦及び⑧における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、船舶所有者名簿によると、E社は昭和54年12月30日に船員保険の適用船舶所有者(現在は、厚生年金保険の適用事業所)ではなくなっていることから、請求者は請求期間⑦及び⑧に同社の船員保険被保険者となることはできない上、前述の回答のあった同社の代表取締役は、請求者が所持する船員手帳では請求者がE

社に雇入れされているにも関わらず、オンライン記録では適用船舶所有者がK社とされていることについて、「よくわからないが、K社で雇用されてE社へ派遣融通していたのではないかと思う。」と回答している。

加えて、K社の船員保険被保険者名簿によると、請求者の同社における船員保険 被保険者資格の取得年月日は昭和56年7月1日、喪失年月日は昭和57年2月24 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、請求者から提出された船員手帳によると、失業保険支給関係欄には、被保険者であった期間として昭和56年7月1日から昭和57年2月24日までの記載がありオンライン記録と一致している上、失業保険支給記録欄には、請求期間⑦のうち昭和56年6月20日から同年6月26日までの期間及び請求期間⑧のうち昭和57年3月19日から同年6月4日までの期間について失業保険を受給している記録が確認できることから、請求期間⑦及び⑧のうち当該期間は船員保険被保険者となることはできない。

さらに、船員手帳に記載されている、昭和56年6月30日から昭和57年2月23日までの雇入期間に係る船舶の船長は所在を確認することができないことから、請求期間⑦及び⑧における勤務実態について確認することができない。

加えて、K社に係る船員保険被保険者名簿において、請求者と同じページ(船員保険被保険者資格の取得年月日が昭和56年6月及び同年7月)に記載がある11人のうち、所在が確認できた5人に対して照会したところ、回答があった3人のうち請求者と同じ船舶に乗り組んだと回答のあった1人は、請求者を覚えていないとしているものの、「船会社は、入社契約日からは保険に入らず、乗船日から下船日まで保険に入った。」と回答している。

なお、上記回答があった3人全員が、自身の同社における船員手帳の雇入年月日と同社における船員保険被保険者資格の取得年月日は一致するとしている上、当該回答のあった3人のうち請求者と同じ船舶に乗り組んだとする1人は、船員手帳の雇止年月日と船員保険被保険者資格の喪失年月日は一致しているとしており、残る2人は雇止年月日の翌日が船員保険被保険者資格の喪失年月日であるとしている。請求期間⑨について、H社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成14年12月3日に解散しており、オンライン記録によると、請求期間⑨当時の代表取締役は既に死亡していることから、請求者の請求期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険料

また、上記閉鎖登記簿謄本で確認できるH社の請求期間⑨当時の取締役のうち所在が確認できる一人は、請求期間⑨当時の資料は無いため、請求者について、請求 どおりの届出、厚生年金保険料の控除及び納付について不明である旨回答している ことから、請求者の請求期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につい て確認することができない。

の控除について確認することができない。

加えて、船員手帳に記載されている昭和 63 年 9 月 29 日から平成元年 1 月 30 日までの雇入期間に係る船舶の船長からは、照会に対して回答を得ることができなかったことから、請求者の請求期間⑨における勤務実態について確認することができない。

なお、厚生年金保険法第13条によると、被保険者の資格取得日は、「適用事業所に使用されるに至った日」である旨規定されていることから請求期間②でも述べたとおり単に健康診断受診日が昭和63年9月28日であるということのみをもって、同日を厚生年金保険被保険者の資格取得年月日とすることはできない上、船員保険の職務外の年金部門については、昭和61年4月1日に厚生年金保険に統合されていることから、制度上、船員保険被保険者期間として算入することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑧までにおける保険料及び請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①から⑧までに係る保険料及び厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700311号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700057号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険 者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和 60 年 2 月にA社に入社し、その後通勤が難しくなったためC社に勤務することになった。その際、所属長から昭和 62 年 5 月末日付けでA社を退社し、翌日の同年 6 月 1 日にC社に入社となる旨説明を受けた。

しかし、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和62年5月31日とされており、請求期間の被保険者記録が無いので、同年6月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出されたA社の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、備考欄には「62年5月30日退職」、「健康保険被保険者証の添付有」、「証返納」、喪失年月日欄には「昭和62年5月31日」と記載されている上、請求者に係る雇用保険の加入記録によれば、同社における離職年月日は同年5月30日であり、いずれもオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、B社は、請求期間当時の資料がないため、請求者のA社における勤務の状況は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者期間に、同社において代表取締役であった二人に対して照会したところ、回答のあった一人は請求者の勤務につ

いて分からない旨回答しており、一人からは回答を得ることができなかったことから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者がA社における上司であったとして名前を挙げた者に対して照会したところ、請求者が同社のD部門に正社員として勤務していた旨回答しているものの、請求者の同社における退職日の取扱いについては分からない旨回答している。

また、前述の回答があった上司が昭和 62 年頃のA社の社会保険事務担当者として名前を挙げた二人に対して照会を行ったところ、一人は請求者を覚えていないとしており、一人は請求者が同社のD部門に勤務していたことは記憶しているものの、請求者の勤務形態及び保険料の控除について不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700317号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の 取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和45年4月上旬から昭和47年3月下旬まで 私は、昭和45年4月上旬から昭和47年3月下旬までA社のC支社に勤務し、 B社の商品の販売業務に従事していた。

A社からは定額の給与が、B社からは歩合給が支払われており、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていたはずだが、いずれの事業所においても厚生年金保険の被保険者記録が無いので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたB社が発行した請求者に係る「B社計算書」等の関係資料によると、請求者は、請求期間の一部において同社の商品の販売業務を委託されていたA社のC市内に所在した営業所にセールスマンとして在籍していたことが確認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録により事業所名称検索をしたが、A社は請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、D法務局、同局E出張所及びF地方法務局は、いずれも同社に係る商業登記は見当たらない旨回答していることから、同社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたかを確認することができない。

また、A社にセールスマンとして在籍し、その後にB社に事務員として勤務したとする者に係るオンライン記録によると、B社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

一方、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、B社は請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社で社会保険事務を担当していたとする者は、販売会社に在籍していたセールスマンは全員個人事業主扱いであり、同社との雇用関係はなく、厚生年金保険には誰も加入していない旨回答している上、前述の計算書によると、請求者に同社から支払われた報酬から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、請求期間当時にB社が発行した社内報の記事から当時セールスマンであったと推認できる者が 29 人確認できるところ、同社の事業所別被保険者名簿を確認したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に上記 29 人及び請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、請求期間当時のB社の事業主は既に死亡しており、同社が適用事業所ではなくなった昭和56年7月当時の事業主に対して照会したが回答は得られず、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。